

ことである。しかも象徴するものは象徴されるものを表現する。もしそうであるならば、日本国を愛するものが、日本国の象徴を愛するということは、論理上当然である。

天皇への敬愛の念をつきつめていけば、それは日本国への敬愛の念に通ずる。ただし日本国の象徴たる天皇を敬愛することは、その実体たる日本国を敬愛することに通ずるからである。このような天皇を日本の象徴として自国の上にいただいてきたところに、日本国の独自の姿がある。

3 すぐれた国民性を伸ばすこと 世界史上、およそ人類文化に重要な貢献をしたほどの国民は、それぞれに独自の風格をそなえていた。それは、今日の世界を導きつつある諸国民についても同様である。すぐれた国民性と呼ばれるものは、それらの国民にもつ風格にはかならない。明治以降の日本人が、近代史上において重要な役割を演ずることができたのは、かからが近代日本建設の気力と意欲にあふれ、日本の歴史と伝統によつてつちかわれた国民性を發揮したからである。

このようなたくましさとともに、日本の美しい伝統としては、自然と人間に対するこまやかな愛情や寛容の精神をあげることができる。われわれは、このこまやかな愛情に、さらに広さと深さを与え、寛容の精神の根柢に確固たる自主性をもつことによつて、たくましく、美しく、おおらかな風格ある日本人となることができるのである。

また、これまで日本人のすぐれた国民性として、勤勉努力の性格、高い知能水準、すぐれた技術的素質などが指摘されてきた。われわれは、これらの特色を再認識し、さらに発展させることによつて、狭い国土、貧弱な資源、増大する人口という恵まれない条件のもとによつても、世界の人々とともに平和と繁栄の道を歩むことができるであろう。

現代は価値体系の変動があり、価値観の混乱があるといわれる。しかし、人間に期待される諸徳性という観点からすれば、現象形態はさまざまに変化するにしても、その本質的な面においては一貫するものが認められるのである。それをよりいっそう明らかにし、あるいはよりいっそう深めることによつて、人間をいっそう人間らしい人間にすることが、いわゆる人道主義のねらいである。そしてまた人間歴史の進むべき方向であろう。人間としての尊敬に値する人は、職業、地位などの区別を越えて共通のものをもつのである。

5 畏敬の念をもつこと 以上に述べてきたさまざまなことに対し、その根柢に人間として重要な一つのことがある。それは生命の根源に対して畏

敬の念をもつことである。人類愛とか人間愛とかいわれるものもそれに基づくのである。

すべての宗教的情操は、生命の根源に対する畏敬の念に由来する。われわれはみずから自己の生命をうんだのではない。われわれの生命の根源には父母の生命があり、民族の生命があり、人類の生命がある。ここにいう生命とは、もとより単に肉体的な生命だけをさすのではない。われわれには精神的な生命がある。このような生命の根源すなわち聖なるものに対する畏敬の念が真の宗教的情操であり、人間の尊厳と愛もそれに基づき、深い感謝の念もそこからわき、真の幸福もそれに基づく。

しかもそのことは、われわれに天地を通じて一貫する道があることを自覚させ、われわれに人間としての使命を悟らせる。その使命により、われわれは真に自主独立の気魄をもつことができるのである。

(文部科学省HP「審議会情報」過去の審議会→中央教育審議会)

◇同和对策審議會答申

(一九六五・八・一一)
同和对策審議会

第一部 同和问题の認識

一 同和问题の本質

いわゆる同和问题とは、日本社会の歴史的發展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会において、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もつとも深刻にして重大な社会問題である。

その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにある。最近この集団の居住地域から離脱して一般地区に混在するものも多くなつてきているが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身なるがゆえに陰に陽に身分的差別のあつたいをうけている。集落をつくつて住居する住民は、かつて「特殊部落」「後進部落」「細民部落」など蔑称でよばれ、現在でも「未解放部落」または「部落」などよばれ、明らかな差別の対象となつているのである。

この「未解放部落」または「同和関係地区」(以下単に「同和地区」という)の起源や沿革については、人種の起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説などの諸説がある。しかし、本審議会は、これら同和地区の起源を学問的に究明することを任務とするものではない。ただ、世人の偏見を打破するためにつきり断言しておかなければならないのは、同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である、ということである。(略)

第三部 同和対策の具体案

四 教育問題に関する対策

(一) 基本的方針

同和問題の解決に当って教育対策は、人間形成に主要な役割を果すものとしてとくに重要視されなければならない。すなわち、基本的には民主主義の確立の基礎的な課題である。

したがって、同和教育の中心的課題は法のものとの平等の原則に基づき、社会の中に根づくよく残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫くことである。この教育では、教育を受ける権利(憲法第二十六条)および、教育の機会均等(教育基本法第三条)に照らして、同和地区の教育を高める施策を強力に推進するとともに個人の尊厳を重んじ、合理的の精神を尊重する教育活動が積極的に展開されねばならない。

特に直接関係のない地方においても啓蒙的教育が積極的に行なわれなければならない。

① 「同和教育についての基本的指導方針の確立の必要」

同和対策としての同和教育に関しては、遺憾ながら国として基本的指導方針の明確さに欠けるところがある。人権尊重の民主主義教育の推進が、地域格差の解消に役立つことを否定するものではない。しかし戦後の民主教育がその方面に効果をあげつつも戦後二十年の今日、依然として恥ずべき差別が日本の社会に蔽として存在していることは反省されなければならない。すなわち、憲法と教育基本法の本質にのっとり基本的人権尊重の教育が全国的に正しく行なわれるべきであり、その具体的展開の過程においては地域の实情に即し、特別の配慮に基づいた教育が推進される必要がある。しかも、それは、同和地区に限定された特別の教育ではなく、国民の正しい認識と理解を求めるといふ普遍的な教育の場において、考慮しなければならない。

このような認識の上に同和教育の基本的指導方針が、国として確立される必要がある。なお、同和教育を進めるに当っては、「教育の中立性」が守らるべきことはいままでもない。同和教育と政治運動や社会運動の関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育であるといったような考え方はさげられねばならない。

② 教育行政機能の積極性(略)

③ 同和教育指導者の不足と充実(略)

④ 政府機関相互の連絡の調整(略)

◇地域改善対策協議会・今後における地域改善

対策について(意見具申抄)

(一九八六・二・一一)
地域改善対策協議会

1 地域改善対策の現状に関する基本的認識

同和審答申を受けて昭和四四年に同対法が制定施行されて以来、一八年間にもわたり地域改善対策が積極的に推進されてきた。ちなみに、昭和四四年から昭和六一年度の間における国の地域改善対策予算額を合計すれば、約二兆六、〇〇〇億円に達する。また、地方公共団体においては、国の負担・補助を受けて実施する事業及び独自に実施する事業に国費を上回る額を投入して対策を実施してきている。

これらの対策の推進により、同和審答申で指摘された同和地区の劣悪で低位な実態は、大きく改善をみた。生活環境の改善を始めとして、同和地区の生活実態の改善、向上が図られたことにより、現在では、同和地区と一般地域との格差は、平均的にみれば相当程度是正されたといえる。また、心理的差別についても、内外における人権尊重の風潮の高まり、各種の啓発施策及び同和教育の実施、実態面の劣悪さの改善等によりその解消が進んできている。

同和審答申は、部落差別は、半封建的な身分的差別であり、これを分類すれば、言語や文字や行為を媒介として顕在化する心理的差別と、劣悪な生活環境等同和地区住民の生活実態に具現されている実態的差別に分けることができることを指摘した。今日、これらの差別的解消が進んできたことは、同